



協 会 報

K a n s a i

第 365 号

令和 5 年 4 月号の 3

一般社団法人 情報通信設備協会 関西地方本部

URL <https://www.itca.or.jp/kansai2/index.php>

住所 〒550-0002 大阪市西区江戸堀 1-23-13 肥後橋ビル 3 号館 405

会員各位

いつもお世話になりありがとうございます、ITCA 関西の江見です。
本部の松島事務局長から国交省の依頼が届きましたので転送します。

国土交通省より4月17日付けで「中小企業庁「セーフティネット保証5号」の
業種指定に係るデータ提供について(協力依頼)」が当協会本部にございました。

従来から実施している四半期ごとの定例報告案件となります。
さて今回は、以下の内容により、ご提供をお願いするものであります。
※添付の事務連絡を確認願います

対象期間は、令和元年1月～3月～令和5年1月～3月の業状を示すデータ
(売上高又は受注額)の5年間分のご提示をお願いします。

ご提示については、添付した「別添2【ここに企業名をご記入下さい】作業ファイル」の
K列～V列に売上高又は受注額を百万円単位で記入ください。
またファイル名に会社名を記載ください。

事務連絡に記載されている、別紙1及び別紙2は協会で記載しますので、無視してください。

国土交通省への報告が5月8日となっておりますので、出来れば4月28日までに報告を
頂ければ幸いです。

報告は、本部事務局の松島(k-matsushima@itca.or.jp)へお願いします。

★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

(一社)情報通信設備協会

事務局長 松島 健一

TEL 03-5543-2250

FAX 03-5244-9711

E-mail k-matsushima@itca.or.jp

URL <http://www.itca.or.jp>

★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

事務連絡
令和5年4月17日

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

中小企業庁「セーフティネット保証5号」の業種指定に係るデータ提供について
(協力依頼)

平素より国土交通行政の推進に御協力いただき厚く感謝申し上げます。

従来、中小企業庁が所管する「セーフティネット保証5号」(※)の業種指定に当たっては、「建設工事受注動態統計」に基づくデータを使用して中小企業庁に提供しておりましたが、今般、当省統計担当部局において「建設工事受注動態統計」につき不適切な処理を行っていたとの問題が発生し、セーフティネット保証5号の業種指定に当たってもこれを用いることができない状況となっております。統計データの問題に伴い、一昨年末より業況データの作業など、皆様にご負担をおかけしたことは誠に遺憾であり、改めてお詫びを申し上げます。

建設工事受注動態統計の今後の対応については統計担当部局において検討等がなされるものと承知しておりますが、今期同様、次期(7~9月)のセーフティネット保証5号の業種指定については、各団体から提供された業況を示す一定のデータ(売上高、受注高等)をもとに中小企業庁において業種指定の判断を行う方向で調整しております。

つきましては、各建設業者団体におかれましては、業務多忙の折と存じますが、次期業種指定に当たっての業況データの提供についてご協力いただけますようお願い申し上げます(データの提供に当たっては添付資料をご確認ください。)

なお、受注動態統計の検討の状況によっては次々期(10月~12月)以降の業種指定についても各団体の皆様からデータ提供をお願いさせていただく可能性があることを申し添えます。

(※)業況が悪化していると中企庁が認めた業種について、融資額の80%を保証する制度

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

記

【提供いただきたいデータ】

① 令和元年~令和5年における1月~3月の「生産又は販売に係るデータ(業界や会員企業等の売上高又は受注高など)」

なお、コロナ影響の長期化に伴い、今回から「5年分のデータ」を提出頂くこととなりますのでご留意ください。

※別添1及び2にてご回答ください。

②①の提供が難しい場合は、参考資料3をご確認の上、要件を満たす場合は「原材料等の価格高騰に係るデータ」の提供をおねがいたします。

※別添1及び3にてご回答ください。

※①及び②の両方を提供頂くことも可能です。

【期 日】令和5年5月8日(月)18時まで

※上記期日までにご提供が難しい場合や、その他ご不明な点等ございましたら以下の連絡先までご相談ください。

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 電話:03-5253-8281(直通)
山岡(内線24826)

以上

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）
の規定に基づく業種の指定に係る調査について

令和5年4月17日
中小企業庁金融課
建設市場整備課

中小企業庁では、需要の著しい減少等により中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている業種について、中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）の規定に基づいて指定を行っています。（※1）

※1：指定された業種に属する事業を行っており、かつ当該業種に属する事業に係る取引の数量の減少等が生じているため、その経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業・小規模事業者は、金融機関から借入れを行う際に信用保証協会の特例保証（一般保証とは別枠で借入額の80%を保証）の利用が可能となる。（参考資料1参照）

現在公表されているセーフティネット保証5号に係る指定は、令和5年6月末日までであることから、この度、令和5年7月以降の業種の指定を行うための業況調査を実施させていただきます。

1. 作業内容

(1) 業況データの作成

業種の所管部署におかれましては、作業ファイルに必要事項を記載の上、提出をお願いします。業況データは、①別添2「生産又は販売に係るデータ」、②別添3の「原材料等の価格高騰に係るデータ」の二種類があり、**①を提出する場合は別添1と別添2**、②を提出する場合は別添1と別添3を提出してください。（※2、3）

なお、上記①～③のすべてのデータを提出する必要はありません。

※2：提出いただいたデータを元に、セーフティネット保証5号の次期対象業種の指定を行わせいただく予定です。提出いただいたデータは、積極的に公表することは予定していませんが、国会等からの要請に応じ、場合によっては公表することがあり得ますのでご注意ください。なお、「データの提出＝指定」とはなりません。

※3：調査様式につきましては、日本標準産業分類（第13回改訂版）の細分類（4桁ベース）毎に作成いただきますようお願いします。

2. 提出期限

5月8日（月）18時【厳守】

3. 注意事項

<業況データの提出方法>

- ・電子媒体（Excel ファイル）のみ（※4、※5）

<作業全般>

- ・令和元年～令和5年における1月～3月のデータ（5年分）を用いて実施します。
- ・ただし、令和5年のデータについて、提出期限までに当該期間のデータの算出が困難な場合は、その理由を調査票に記載した上で、算出可能な最近3ヶ月間のデータを提出してください。（その場合は、過去のデータも同期間のデータを記載。）

（注）必ず、上記のルールに従って、「3ヶ月分のデータ」を提出願います。（これまでの調査において、直近月（今回は3月）のデータが間に合わない等の理由から、直近月を空欄のまま提出する業種が散見されます。）空欄のまま提出された場合、調査結果を業種の指定判定に反映できないこととなりますので十分ご注意ください。）

また、年間データのみを提出される業種も散見されますが、本制度は四半期ごとの指定であることから、年間データによる業種の指定に係る判定作業は行いませんので十分ご注意下さい。

- ・各業種の調査票提出（又は不提出）については、所管省庁（原局・原課）にて責任を持って行ってください。
- ・なお、個別業種の業況に係る外部からの問い合わせ等については、必要に応じて所管省庁等に対応を依頼することがあります。

<調査票>

- ・記入する調査票（シート）については、全ての項目に記入をお願いします。
- ・セルの結合は絶対に行わないでください。
また、数値で入力すべきところを文字列で入力する等、当初の入力規則に反する入力を行わないでください。
- ・業種の範囲・内容等も可能な限り詳しくお願いします。（中小企業者、認定事務を行う地方公共団体からの業種の問い合わせに対応するため等）
- ・データの出典は必ず記入の上、その集計方法を具体的に記入願います。推計による場合は、その推計方法を具体的に記入願います。
- ・別添3に記入する場合は、最後に記入欄がある「（参考）売上等の状況」も記入願います。売上金額の統計データ等が存在しない場合でも、業界の平均販売価格等を用いて、数値を推計してください。

○以下のものは、原則として指定業種として認められません。

- ・年度や四半期等、調査票の様式とは乖離したデータのみのもの。
- ・業界内での少数のサンプルを利用し、業種全体の推計を出しているもの。
- ・サンプルが特定地域に偏っているもの。（全国的なデータが必要）

以 上

